慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	商事判例研究と法学方法論の承継
Sub Title	
Author	加藤, 修(Katō, Osamu)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2009
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.82, No.9 (2009. 9) ,p.189- 190
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事 : 商法判例研究五〇〇回記念寄稿
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20090928-0189

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

商法判例研究五〇〇回記念寄稿

商事判例研究と法学方法論の承継

慶應義塾大学法学部の機関誌である『法学研究』三一巻九号（昭和三三年〈西暦一九五八年〉九月一五日発行）に第一回目の商事判例研究が公表されて以来、星霜を経ること五一年の平成二一年（西暦二〇〇九年）にそれは五〇〇回を数えることとなる。出発点においては、執筆者の個人名が、「法学研究」誌上の表紙題目に記されていたが、現在では、表紙題目上では、「商法研究会」となっており、商事判例研究本文末尾に執筆者の個人名を記すこととなっている。このことは、商事判例研究執筆の責任は執筆者個人が最終的には負担することとなるけれども、執筆に至るまでの段階で、商法研究会で口頭報告され、議論がなされ、その上で執筆されているのだから、商法研究会も学問的により良い研究発表がなされるように尽力しているのであり、学問上の責任を負担するとの意味である。

従って、商法研究会では、たまたま先に学問に関わり、それなりの経験を積んだ者が、これから学問をしようとする者に、自分なりに手本や見本を示して、学問向上を促すということが行われる。商法研究会参加者は、世上の評価によれば、大家であろうが、重鎮であろうが、初学者であろうが、学問を志す者としてすべて同等であり、その出身や来歴に関心はない。

学問を志す者が初めからその方法論を確立していることは稀である。試行錯誤を重ねてやっとのことで確立することとなる。法学のように経験と蓄積のあったほうが学問の進み易い分野では、先に学問に係った人

の方法論を参考にすると手順が良い。商法研究会では、一つの下級審商事判例を題材にして研究報告と議論がなされる。従って、そこでは、共通基盤のある具体的な議論の中で、自己の法学方法論を示し、他者のそれと比較・検討を重ね、向上させ確立することが可能となる。学問的に良い法学方法論であれば、積極的に受け継ぎ、発展させればよい。

法学方法論は、教義ではなく、他者から強制されるものでもなく、学問をする者が各自で確立するものである。他者は、それが学問的に良いと考えれば、それを承継し、たえず批判的に再検討を加えつつ、実際に適用することとなる。

法学では、ローマ法以来の積み重ねの中で、いくつかの洗練された法学方法論がすでに確立している。だからといって、それを鵜呑みにする必要はさらさらない。自己の学問に従って、自分がこれぞと考えるものを採用したり、あるいは、自分自身で創意工夫すればよい。しかし、人間は、ともすれば独善に陥り、狂信化することもある。商法研究会において、基通基盤の上で、真摯な学問的議論を謙虚に重ねればそれを防止できる。

商事判例研究発表が五〇〇回を重ねるにあたり、多くの関係者の協力を得ている。『法学研究』誌では、半世紀の長きにわたり、紙面の提供を受け、公表方法を確保して頂いている。慶應義塾大学出版会（以前は、慶應通信）では、原稿受領、校正、印刷、配布で大いに協力を得ている。商法研究会の若手幹事さんには、代々御苦労をかけてばかりいる。更に、遠方から多忙の中、商法研究会に参加し、研究を盛り上げてくれた方々、無理な報告依頼を快諾してくれた方々と周囲は協力者でいっぱいである。記して、関係の皆様に深謝したい。今後は、末永く商事判例研究公表が跡切れることなく継続し、法学方法論の有意義な承継あることを切に期待したい。

（平成二一年七月二六日稿）

法学部教授　**加藤　修**